

第4-(10)号様式

付表2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一般

課 税 期 間	・	・	・	・	氏名又は名称	
項 目		税 率 6.24 % 適 用 分 A	税 率 7.8 % 適 用 分 B	合 計 C (A+B)		
課 税 売 上 額 (税 抵 き) ①						
免 税 売 上 額 ②						
非 課 税 資 産 の 輸 出 等 の 金 額 、 海 外 支 店 等 へ 移 送 し た 資 産 の 価 額 ③						
課 税 資 産 の 謙 渡 等 の 対 価 の 額 (① + ② + ③) ④						
課 税 資 産 の 謙 渡 等 の 対 価 の 額 (④ の 金 額) ⑤						
非 課 税 売 上 額 ⑥						
資 産 の 謙 渡 等 の 対 価 の 額 (⑤ + ⑥) ⑦						
課 税 売 上 割 合 (④ / ⑦) ⑧						
課 税 仕 入 れ に 係 る 支 払 対 価 の 額 (税 込み) ⑨						
課 税 仕 入 れ に 係 る 消 費 税 額 ⑩						
適 格 請 求 書 発 行 事 業 者 以 外 の 者 か ら 行 っ た 課 税 仕 入 れ に 係 る 経 過 措 置 の 適 用 を 受 け る 課 税 仕 入 れ に 係 る 支 払 対 価 の 額 (税 込み) ⑪						
適 格 請 求 書 発 行 事 業 者 以 外 の 者 か ら 行 っ た 課 税 仕 入 れ に 係 る 経 過 措 置 に よ り 課 税 仕 入 れ に 係 る 消 費 税 額 と み な さ れ る 額 ⑫						
特 定 課 税 仕 入 れ に 係 る 支 払 対 価 の 額 ⑬						
特 定 課 税 仕 入 れ に 係 る 消 費 税 額 ⑭						
課 税 貨 物 に 係 る 消 費 税 額 ⑮						
納 税 義 務 の 免 除 を 受 け な い (受 け る) こ と と な つ た 場 合 に お け る 消 費 税 額 の 調 整 (加 算 又 は 減 算) 額 ⑯						
課 税 仕 入 れ 等 の 税 額 の 合 計 額 (⑨ + ⑩ + ⑪ + ⑫ + ⑯) ⑰						
課 税 売 上 高 が 5 億 円 以 下 、 か つ 、 課 税 売 上 割 合 が 95 % 以 上 の 場 合 (⑧ の 金 額) ⑯						
課 5 課 95 税 億 % 壳 未 売 未 上 満 上 超 割 の 高 又 合 が が 合 控 の 除 調 税 差 引 貸 倒 回 收 に 係 る 消 費 税 額 整	⑯ の う ち 、 課 税 売 上 げ に の み 要 す る も の ⑯					
	⑯ の う ち 、 課 税 売 上 げ と 非 課 税 売 上 げ に 共 通 し て 要 す る も の ⑯					
	個 別 対 応 方 式 に よ り 控 除 す る 課 税 仕 入 れ 等 の 税 額 〔 ⑯ + (⑯ × ④ / ⑦) 〕 ⑯					
	一括 比例 配 分 方 式 に よ り 控 除 す る 課 税 仕 入 れ 等 の 税 額 (⑯ × ④ / ⑦) ⑯					
	課 税 売 上 割 合 変 動 時 の 調 整 対 象 固 定 資 産 に 係 る 消 費 税 額 の 調 整 (加 算 又 は 減 算) 額 ⑯					
	調整 対 象 固 定 資 産 を 課 税 業 務 用 (非 課 税 業 務 用) に 転 用 し た 場 合 の 調 整 (加 算 又 は 減 算) 額 ⑯					
	居 住 用 貸 貸 建 物 を 課 税 貸 貸 用 に 供 し た (謙 渡 し た) 場 合 の 加 算 額 ⑯					
	控 除 対 象 仕 入 税 額 ⑯	※付表1-3の⑯欄へ				
	〔 (⑯ + ⑯) 又 は ⑯ の 金 額 〕 ± ⑯ ± ⑯ ± ⑯ が プ ラ ス の 時 ⑯					
	控 除 過 大 調 整 税 額 ⑯	※付表1-3の⑯欄へ				
	〔 (⑯ + ⑯) 又 は ⑯ の 金 額 〕 ± ⑯ ± ⑯ ± ⑯ が マイナス の 時 ⑯	※付表1-3の⑯欄へ				
	貸 倒 回 収 に 係 る 消 費 税 額 ⑯	※付表1-3の⑯欄へ				

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

2 ⑨、⑩及び⑯欄には、領引き、割引、割引きなど仕入代価の返還等の金額を記載する場合(仕入代価の返還等の金額を記載する場合は、⑨、⑩及び⑯欄の合計額を記載する)。

3 ⑯及び⑯欄の経過措置とは、所得控除法等一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第52条又は第53条の適用がある場合を指す。

【No.110】申告書第一表①欄の金額は、①のA欄、B欄の金額のそれぞれ1,000円未満切捨て後の金額の合計額と一致していますか(申告書第一表⑤欄又は付表2-3⑬の各欄に記載がある場合、返還等対価の額に相当する金額又は特定課税仕入れに係る支払対価の額が加算されていますか。)。

【No.111】非居住者から受け取る利子等(外国法人に対する貸付金や外国債券から生じる利子等)の額がある場合、その金額を③C欄に記載していますか。

【No.112】⑥C欄の金額には、次の金額を含めていますか。

- (1) 有価証券の譲渡対価の5%相当額
- (2) 土地等の譲渡対価の金額
- (3) 受取利子の金額
- (4) 集団投資信託の収益の分配金
- (5) 従業員から受け取る社宅家賃等

【No.113】令和5年10月1日以後に行った課税資産の譲渡等に係る課税標準額に対する消費税額(売上税額)について、付表1-3⑨のA欄、B欄の金額を適格請求書に記載のある消費税額を積み上げて計算する方法(積上げ計算)により計算している場合、同日以後に行った課税仕入れに係る消費税額(仕入税額)について、⑩のA欄、B欄の金額を適用税率ごとの取引総額を割り戻して計算する方法(割戻し計算)により計算していませんか。

【No.114】令和5年10月1日以後に行った課税仕入れに係る消費税額(仕入税額)について、⑩のA欄、B欄の金額を適格請求書に記載のある消費税額を積み上げて計算する方法(積上げ計算)により計算している場合、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置の適用を受ける仕入税額について、⑫のA欄、B欄の金額を適用税率ごとの取引総額を割り戻して計算する方法(割戻し計算)により計算していませんか。

【No.115】課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満であるにもかかわらず、課税仕入れに係る消費税額を全額控除していませんか。